



▶ 都税事務所からのお知らせ

インターネット公売(不動産、動産、自動車)のお知らせ

公売参加申込期間	不動産	動産・自動車
	平成26年8月15日(金)午後1時から平成26年8月29日(金)午後11時まで	
入札期間	平成26年9月5日(金)午後1時から 平成26年9月12日(金)午後1時まで	平成26年9月5日(金)午後1時から 平成26年9月8日(月)午後11時まで
公売物件	東京都主税局ホームページ内の<公売情報>からアクセスできます。 東京都インターネット公売ホームページをご覧ください。 ※公売物件は、公売参加申込開始日以降にご覧いただけます。 ☆動産・自動車については、下見会を実施する予定ですので、あわせてご覧ください。	
実施機関	主税局徴収部・各都税事務所	
お問い合わせ先	主税局徴収部機動整理課公売係 (03-5388-2986)	

※公売物件は変更されることがあります。また、公売は中止になることがあります。

※動産・自動車の入札は、せり売り方式により行います。

主税局ホームページ〈公売情報〉 <http://www.tax.metro.tokyo.jp/kobai/>

東京都 公売

検索

▶ 大森税務署からのお知らせ

平成26年度 大森税務署人事異動速報

7月10日付で下記のとおり異動がありました。

(敬省略)

官 職	新		旧	
	氏 名	前任地	氏 名	赴任先
署 長	木下 哲	局査察 査察国際 課長	吉本 覚	緑署 署長
総務担当副署長	飯坂 正春	世田谷 総務課長	和田 和也	局査察 査察31 統査官
個人一統括官	本多 浩二	東金 個人1 統括官	清水 寿成	渋谷特官所得 特調官
個人一指導上席	村田 計一	留任	村田 計一	留任

▶ 消費税の改正 その2

平成26年3月に消費税法施行令等の一部が改正され、簡易課税制度についても見直しが行われました。

7月号でもお知らせしましたが簡易課税制度のみなし仕入率が、次のとおり改正されます。

業種	改正前	改正後
金融業及び保険業	第四種事業(みなし仕入率60%)	第五種事業(みなし仕入率50%)
不動産業	第五種事業(みなし仕入率50%)	第六種事業(みなし仕入率40%)

それに伴い経過措置が設けられておりますので、今月は経過措置について説明します。

平成26年9月30日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても当該届出書に記載した「適用開始課税期間」の初日から2年を経過する日までの間に開始する課税期間(簡易課税制度の適用を受けることをやめることができない期間)については、改正前のみなし仕入率が適用されます。

(注)平成26年10月1日以後に、「消費税簡易課税制度選択届出書」を新たに提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から、改正後のみなし仕入率が適用されます。

○不動産業(第六種事業)に該当する事業を営む者に係る経過措置の適用関係(例)

「消費税簡易課税 制度選択届出書」 の提出年月日(例)	課税期間			
	自 26.01.01 至 26.12.31	自 27.01.01 至 27.12.31	自 28.01.01 至 28.12.31	自 29.01.01 至 29.12.31
25.12.31以前	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
26.09.26	(一般課税)	第五種で計算	第五種で計算	第六種で計算
26.10.06	(一般課税)	第五種で計算	第六種で計算	第六種で計算
27.03.16	(一般課税)	(一般課税)	第六種で計算	第六種で計算

**法人会員制クラブ**  
「ラフォーレ倶楽部」ご利用案内

6月号でラフォーレ倶楽部インフォメーションをご案内しましたが、申告会の会員の皆様にご利用できますのでご家族の皆様でも是非ご活用ください。

- ・ご予約・お問合せ  
03-6409-2800  
pius.iaforet.co.jp
- ・営業時間 9:00~17:30
- ・インターネット予約の場合利用者登録が必要です。
- ・法人会員No.20344(法人パスワード20344cc)

企業における合理性を提唱し  
630社に及ぶ法人の皆様にご提供いただいている  
日本最大級の会員組織

法人会員制クラブ  
**ラフォーレ倶楽部**

**マル経融資のご案内**

**安心して借りられる  
国の融資制度です**

◎小規模事業者経営改善資金  
担保・保証人不要

融資限度額 二千万円  
返済期間 七年以上  
設備資金 十年以内  
年 利 一・四五%

(七月十一日現在)  
支払った利息の30%を三年間大田区から補助されます。

「この融資限度額・返済期間の取扱は平成二七年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです」

融資対象  
\*従業員二十人以下(宿泊業・娯楽業を除く商業サービス業五人以下)の法人、個人事業主の方  
\*商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組み方  
\*所得税・法人税・事業税・住民税等対象となる税金を完納している方

◎経営上の悩み相談  
窓口専門相談をご利用ください。  
・法律相談・税務相談・労務相談  
(予約制・無料)  
\*本相談は、経営に関する相談に限定しております。  
\*会員・非会員の方問わずご利用できます。

◎ご相談・お申し込みは  
東京商工会議所大田支部まで  
大田区南蒲田一〇一〇一〇  
大田区産業プラザ五階  
電話(三七三四)一六二一